

岐阜県高齢者・障がい者入所施設新型コロナウイルス感染症対策検討会議 まとめ

～高齢者・障がい者入所施設での感染防止対策の更なる強化に向けて～

岐阜県高齢者・障がい者入所施設新型コロナウイルス感染症対策検討会議
令和2年8月

1 検討会議の目的

全国では、高齢者・障がい者入所施設において新型コロナウイルス感染症の大規模な施設内感染が発生している状況を踏まえ、県内の入所施設における感染防止対策の強化・促進を図るため、以下を検討していくことを目的として、県内の感染症対策の専門家、医療関係者、高齢者・障がい者施設関係者、市町村関係者と県による岐阜県高齢者・障がい者入所施設新型コロナウイルス感染症対策検討会議を設置。

<検討内容>

- 県内入所施設における感染防止対策の状況と課題の確認
- 施設内感染の発生に備えた具体的な方策の検討、実施策の策定

2 検討会議で議論のあった高齢者・障がい者入所施設での感染防止対策の課題

(1) 福祉施設の感染防止対策について更なる強化が必要

[主な意見]

- ・大きな法人以外では、しっかりした対策は難しい状況にある。
- ・外部からウイルスが入ってくることを防ぐため、施設の水際対策の徹底が必要。
- ・感染者が多数の場合に必要な施設内療養を想定したマニュアル作成が必要。
- ・施設の種類に応じたゾーニングに対する専門家の意見が必要。

(2) 福祉施設の職員に対する感染防止対策の教育が必要

[主な意見]

- ・必ずしも介護スタッフの感染症に係る知識は十分ではなく、事前訓練が必要。
- ・感染の有無に関わらず、職員一人ひとりが予防策を理解し徹底する必要がある。
- ・他県の例では、スタッフに専門的知識がないことが課題であった。

(3) 施設内感染発生時に備えた人材確保の対策が必要

[主な意見]

- ・他県の例では、施設で感染が発生した場合に、退職や欠勤が相次いだ。
- ・防護具などを万全にしても、感染の恐れから職員確保が難しいかもしれない。
- ・規模の大きい施設は職員を派遣できるが、小さい施設が課題。

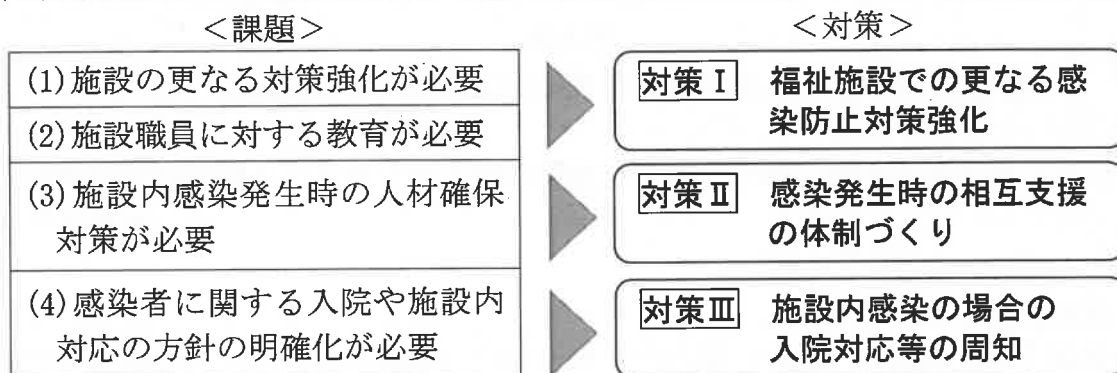
(4) 施設内感染発生時の入院や施設内療養の対応方針の明確化が必要

[主な意見]

- ・患者の特性に応じて施設で見ていただくかざるを得ない場合がある。
- ・障がい者は入院が難しい面があり、自施設で対応せざるを得ない場合がある。

3 高齢者・障がい者入所施設での感染防止対策の課題に対する県の対策

(1) 課題に対する3つの対策の推進



(2) 各対策の内容

対策Ⅰ 福祉施設での更なる感染防止対策強化

①県が感染症対策専門家を派遣し、施設指導、施設の体制づくりを実施

- ア 県が派遣する感染症対策専門家による施設への対策指導
 - ・ 日常の感染防止に向けた事前指導、感染発生時の緊急対策指導の実施
- イ 事前指導を受けた施設の取り組み等をモデルに県から他施設へ共有化
 - ・ 指導結果を元に重点対策をチェックリスト化し、他施設へ共有
- ウ 県から感染の疑いに早期対応するためのPPEを各施設への配備
 - ・ 緊急時に備えたPPEを県が一括購入し、各施設へ配備

②県から専門家を講師派遣し福祉施設職員等に対する研修、訓練を実施

- ・ 県からの講師派遣により、福祉施設の介護、医療関係職員を対象に、正しい知識やPPE利用法等の研修、訓練を実施

③県から病院へ働きかけを行い、地域の福祉施設と病院での感染防止対策に向けた連携ができる体制を構築

- ・ 県から感染防止対策に取り組む各地域の病院に働きかけを行い、各地域の福祉施設と病院が、感染予防研修や感染発生時の支援等で連携して感染防止対策に取り組める体制の整備を促進

対策Ⅱ 感染発生時における施設間での相互支援の体制づくり

①県と事業者団体が連携し、高齢者分野と障がい者分野が一体となった、施設間での相互支援体制を構築

- ア 県と各事業者団体との連携による相互支援の調整の実施
 - ・ 県の委託により、事業者団体が応援施設の調整を行う体制を整備
- イ 県からの施設の相互支援に対する関係経費の支援
 - ・ 相互支援で必要となったかかりまし経費を県から支援

対策Ⅲ 施設内感染の場合の入院対応等の周知

①県からの福祉施設に対する施設内感染者への対応方針の周知

- ・ 県から各施設に対し、発症者は原則として入院対応、患者特性等により施設内療養とならざるを得ない場合は県が支援していくことを明確に周知

<参 考>

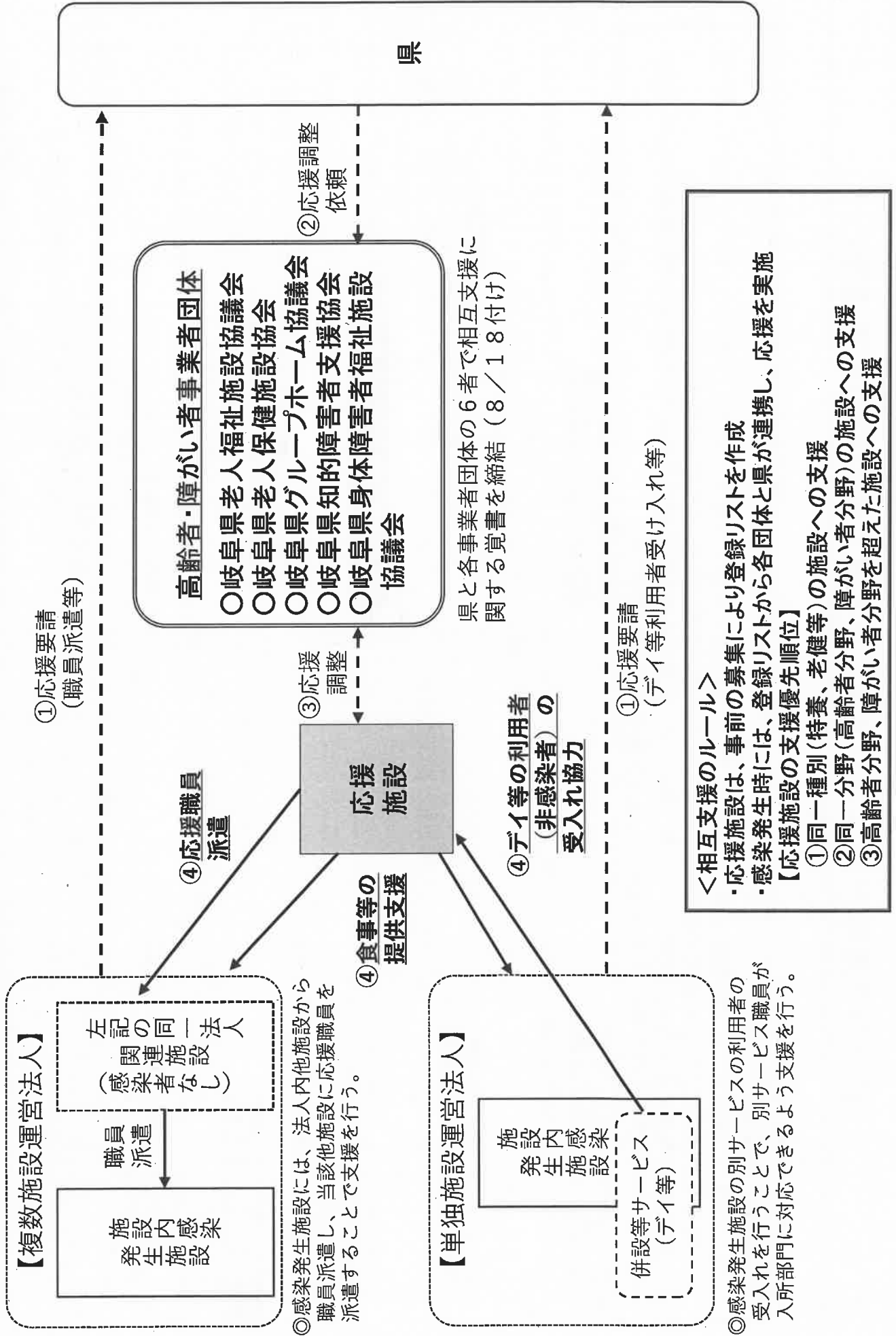
○検討会議構成員

分野	役 職	氏 名
感染症対策 専門家	(一社)ぎふ総合健診センター 所長 岐阜大学名誉教授	村上 啓雄
	国立病院機構 長良医療センター 統括診療部長	加藤 達雄
県医師会	岐阜県医師会 常務理事	伊在井 みどり
高齢者施設 関係者	岐阜県老人福祉施設協議会 会長	若山 宏
	岐阜県老人保健施設協会 会長	長縄 伸幸
	(NPO)岐阜県グループホーム協議会 代表理事	加藤 剛
障がい者施設 関係者	(一社)岐阜県知的障害者支援協会 会長	田口 道治
	岐阜県身体障害者福祉施設協議会 会長	豊田 雅孝
市町村	岐阜市福祉部障がい福祉課長	真鍋 晃
	大垣市健康福祉部介護保険課長	富永 宗一
	池田町民生部保険年金課長	河村 光次郎
県	岐阜県健康福祉部長	兼山 鎮也
	岐阜県健康福祉部次長 (医療担当)	堀 裕行
	岐阜県健康福祉部次長 (福祉担当)	長沼 正信

○検討会議の開催状況

- (1) 第1回検討会議 (令和2年6月16日 (火))
 - ・ 入所施設の感染防止対策に係る現状と課題に関する意見交換
- (2) 第2回検討会議 (令和2年7月17日 (金))
 - ・ 第1回会議を踏まえた課題への対策案などの検討、その他意見交換
- (3) 第3回検討会議 (令和2年7月30日 (木))
 - ・ 検討会議のまとめ、感染症対策専門家による対策のポイント解説

施設内感染発生時の福祉施設相互支援スキーム概要



岐阜県と事業者団体との連携による感染発生時の相互支援

基本的な考え方

- 高齢者・障がい者施設で施設内感染が発生した場合、職員にも感染者や濃厚接触者が発生し、入所者へのサービス継続に向けた人材の確保が困難となることが想定されるため、各施設間での相互支援により、人材確保を図る。
- 一方で、施設内感染発生施設に支援を行う施設においては、派遣する応援職員の感染防止等、自施設への感染拡大のリスクをできるかぎり少なくする必要があり、それを踏まえた相互支援の体制の整備を図る。

1 相互支援調整の実施主体

- 県が事業者団体に相互支援調整業務の委託を行い、事業者団体が調整等を行う。
- <対象事業者団体>
- ・岐阜県老人福祉施設協議会
 - ・岐阜県グループホーム協議会
 - ・岐阜県知的障害者支援協会
 - ・岐阜県身体障害者福祉施設協議会
- <相互支援調整業務>
- ・応援施設の募集、登録リストの作成、管理
 - ・感染発生施設と応援施設とのコーディネート
- <県からの委託費用>
- ・人件費、通信関係費、事務経費を想定

2 相互支援の方法

感染発生施設への応援施設の支援方法は、応援施設の感染リスクを最小限とするため、原則として以下の方法とする。

- (1) 感染発生施設の関連施設への応援職員派遣
複数施設の運営法人において、感染発生施設に法人内他施設から職員派遣を行った場合に、当該施設に応援職員を派遣
- (2) 感染発生施設に係る併設等サービスの利用者受け入れ
単独施設の運営法人において、当該法人の併設等サービスの職員が入所部門に対応できるよう、同サービスの利用者受け入れを実施
- (3) 感染発生施設に対する食事提供等の支援
感染発生施設で自前での食事提供等が困難となった場合に、周辺施設において食事提供等を支援

3 相互支援の範囲

応援施設が相互支援を行う範囲は、以下を優先順位として、それぞれができる範囲で支援を行う。

<各応援施設の支援優先順位>

- ①自施設が所属する事業者団体の構成施設
- ②同じ分野に属する施設（高齢者分野、障がい者分野）
- ③他の分野に属する施設（高齢者分野、障がい者分野）

4 相互支援に対する県補助

○応援施設

<連携支援事業>

- ・応援職員を派遣するための賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等の補助
- ・利用者受入れに必要な人材確保や利用者引継ぎ等のために必要となった諸経費の補助
(サービス種別ごとに1施設ごとの補助上限額あり)

○感染発生施設

<サービス継続支援事業>

- ・人員確保のための(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等の補助
(サービス種別ごとに1施設ごとの補助上限額あり)

※発生状況等に応じ、適用する補助制度を県と関係施設と検討・調整

(様式2)

令和2年 月 日

岐阜県〇〇〇〇〇〇〇〇会会長

殿

支援実施施設登録申請書

次の表のとおり、支援実施施設として登録するよう申請します。

申請者	施設名		
	施設種別		
	施設所在地		
	代表者名		
	法人名		
支援可能な内容	① 応援職員派遣		備考：
	[派遣可能な職員]	職種及び人数：	
	② 併設等サービスの利用者受入れ		備考：
	③ 食事提供等の支援		備考：

※支援可能な方法について、○を記載してください。

応援職員派遣については、概数で派遣可能な職種と人数を記載してください。

担当者名	
電話番号	
FAX番号	

<岐阜県>

新型コロナウイルス感染症対策を行う介護サービス事業所・施設
介護サービス事業所・施設に勤務する職員の皆さまへ

1

感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供するために必要な経費を支援します

2

介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などを支援します

3

職員の皆さまに慰労金を支給します

※事業の詳細はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html



1 感染症対策の支援

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要な**かかり増し経費**が発生したすべての介護サービス事業所・施設など
- 支援対象経費：かかりまし経費
(例) 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のため発生する追加的人件費、自転車・自動車の購入費用、ICT機器の購入費用 など
- 助成上限額：サービス類型毎に設定
(例) 通所介護(通常規模型) 89.2万円、訪問介護53.4万円、特養3.8万円×定員数

2 介護サービス再開に向けた支援

1. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所
- 助成額：1利用者あたり1,500円～6,000円

2. 在宅サービス事業所における環境整備への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所
- 支援対象経費：「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用など
(例) 長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費 など
- 助成上限額：20万円

3 職員の皆様への慰労金の支給

- 対象者：対象期間に介護サービス事業所・施設に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員
- 支援額：感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務し利用者と接する職員 20万円
その他の事業所で勤務し利用者と接する職員 5万円
(4頁目『Q&A』Q3も併せてご参照下さい)

お問い合わせ先

岐阜県新型コロナウイルス慰労金等コールセンター

電話番号058-272-8305

1. 支援の対象経費などについて確認

(1) 感染対策防止・介護サービス再開に向けた支援

- 県のHP等により支援の対象経費について確認し、申請額を積み上げます。
※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となりますので、支出済の費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。また、領収証等の証拠となる書類を保管しておいてください。

(2) 慰労金の支給

- 利用者と接する職員で、対象期間に10日以上勤務した者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を徴集します。委任状は事業所・施設で保管します。
- その際、派遣労働者、業務委託受託者の従事者についても、派遣会社・受託会社と相談して、対象となる業務に10日以上勤務している職員の提出してもらうことなどにより、慰労金の対象者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を徴集します。委任状は事業所・施設で保管します。
※ 派遣労働者、業務委託受託者の従事者も、利用者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を行う場合は、慰労金の対象となります。
※ 退職された方も含め、支給は原則事業所経由となります。支給希望者は、現在の勤務先または最後に勤務されていた勤務先にご相談ください。事業所が廃業している等、上記が困難な方については、県に直接申請してください。

2. 交付申請書を作成

- 次ページを参照して、所定の様式により、申請書等を作成します。

3. 交付申請

- 申請書等の提出は、岐阜県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）に原則、電子請求受付システムによるインターネット申請により行います。電子媒体又は紙で介護報酬を請求している事業所についても、電子媒体（CD）等の国保連への郵送により対応が可能であるほか、国保連が本システムの「ID、仮パスワード」を発行することでインターネット申請が可能です。
※ 介護報酬の請求可能な事業所が国保連に申請できます。
※ 債権譲渡を行っている事業所は、県に直接申請します。
※ 国保連による申請書受付は令和3年2月までとなります。令和3年3月分のかかり増し経費の申請については県にお問い合わせください。

4. 県で確認後、交付

- 県が申請内容を確認後、国保連から補助金・慰労金が交付されます。
- 慰労金については、対象となる職員へ給付して下さい。
※ 慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むことなどにより、源泉徴収しないように注意してください。
※ 派遣労働者や業務委託受託者の従事者への給付は、事業所・施設と派遣会社・受託会社の調整により、事業所・施設からでも、派遣会社・受託会社からでも、どちらでも構いません。

5. 実績報告

(1) 感染対策防止・介護サービス再開に向けた支援 ※概算額での交付の場合に限ります

- 概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合、支出実績が補助金額を超えた際、または実績報告の期限（令和3年3月末）が到来した際、県に対して、所定の様式により実績報告を行います。なお、実績報告時に支出実績が補助金額に満たなかった場合は、県に対し精算を行います。

(2) 慰労金の支給

- 慰労金の支給後1ヶ月以内を目処に県に対して、所定の様式により実績報告を行いますので、申請・給付に関する証拠書類を大切に保管してください。なお、実績報告時に支出実績が交付額に満たなかった場合は、県に対し精算を行います。

県ホームページ

介護施設等に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る慰労金・補助金について
<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/covid19hojo-kaigo.html>

申請書等の記載・提出方法

1. 申請書および事業計画書の入手方法

- 申請時に必要な書類は、申請書および様式1～3となります。
- 以下の厚生労働省ホームページ、県ホームページ等において、ダウンロードできます。

〔厚生労働省ホームページ〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

- Excelファイル名を代表となる事業所の事業所番号に変更

「申請書」

令和 年 月 日

(都道府県) 知事 殿

(法人名)
(役職・代表者名)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に係る交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額 : 470千円

(内訳)

1. 介護慰労金事業	250千円
2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	100千円
3. 在宅サービス事業所による利用者への訪問支援への助成事業	20千円
4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	100千円

(添付書類)

- 事業所・施設別申請額一覧(様式1)
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業実施計画書(事業所単位)(様式2)
- 介護慰労金受給職員表(法人単位)(様式3)

「様式2 個票」

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業実施計画書

施設概要					
介護保険事業所番号	01100000100	事業所名称	社会福祉法人〇〇訪問介護事業所		
所在地	都道府県名 住所 東京都 千代田区霞が関1-2	連絡先	電話番号 03-0000-0000	担当部署名	
提供サービス(介護保険外)	訪問介護事業所	定員	人	職員数(正職員)	3人
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 介護慰労金事業 → 1を記載	<input checked="" type="checkbox"/> 感染症対策費用助成事業 → 2を記載			
	<input checked="" type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載	<input checked="" type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載			
口座情報					
国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する			※事業別口座、国保連合会以外の口座は活用した場合は対応を要します。(国保連合会からの振込は、国保連合会からの振込を要します。)		
国保連合会に登録されている口座は重複登録されてはならない			※国保連合会に登録されている場合は、重複がなされるようご注意ください。		
支出予定額					
1. 介護慰労金事業 (お勤め先等の所属について、単位を併記してください。)					申請額①
慰労金の区分・人数	20万円対象	1人	5万円対象	1人	振込手数料
					千円(千円未満は切り捨て)
2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業					申請額②
補助上限額					100千円
600千円					申請額
今年申請分②					100千円
既申請分					100千円
年度合計額					200千円
【感染症拡大防止対策や介護サービスの提供体制の確保のための経費】					
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等			
資金・報酬	100,000				
附金					
会費					
旅費					
需用費					
役員費					
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
合計	100,000				
3. 在宅サービス事業所による利用者への訪問支援への助成事業					申請額③
利用者1人あたり単価(居宅介護支援以外共通)					20千円
利用者1人あたり単価	2,000円	対象利用者数	10人		
電話による確認	利用者1人あたり単価	1,500円	対象利用者数	人	
電話による確認(看護師等が協力した場合)	利用者1人あたり単価	4,500円	対象利用者数	人	
訪問による確認	利用者1人あたり単価	3,000円	対象利用者数	人	
訪問による確認(看護師等が協力した場合)	利用者1人あたり単価	6,000円	対象利用者数	人	
4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業					申請額④
補助上限額					100千円
200千円					申請額
今年申請分④					100千円
既申請分					千円
年度合計額					100千円
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】					
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等			
資金・報酬	100,000				
附金					
会費					
旅費					
需用費					
役員費					
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
合計	100,000				

(注)2.及び4.の事業の申請額(今年申請分)は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

「様式1 事業所・施設別申請額一覧」

No.	介護保険事業所番号	事業所・施設名	電話番号	郵便番号	住所	代表となる事業所・施設名	補助予定額(千円)					審査結果
							介護慰労金	20万円対象者の有無	感染症対策費用助成事業	個別再開支援助成事業	再開環境整備助成事業	
1	123456789											
2												
3												

「様式3 介護慰労金受給職員表」

氏名(漢字)	氏名(金角カナ)	生年月日(西暦)	本人の住所	主たる勤務先		分類			慰労金(万円)	支払実績		確認事項			
				事業所番号	事業所・施設の名称	施設区分	対応区分	他の施設等との期間通算の有無		支払年月日(西暦)	支払金額(円)	委任状の有無	他法人での慰労金の申請の有無	業務委託による従事者	重複申請者確認
1 厚労太郎	コウロウタロウ	1980年1月1日	東京都千代田区霞が関1-2-2	01100000100	社会福祉法人〇〇訪問介護事業所	介護施設(介護)	介護者に1度だけ対応	なし	20	2020年8月31日	200,000	あり	なし	なし	可
2 厚労次郎	コウロウジロウ	1984年1月1日	東京都千代田区霞が関1-2-2	01100000100	社会福祉法人〇〇訪問介護事業所	介護施設(介護)	利用者:10日以上対応	なし	5			あり	なし	該当	可

2. 提出にあたっての留意事項 (提出先が国保連の場合)

- 申請方法に関わらず、介護報酬提出時期と重ならないようにするため、申請受付期間は、毎月15日から月末までの間となります。
- 電子媒体や紙で提出する場合は、原則「郵送」とし、通常の介護報酬請求には同封せず単独で送付してください。その際、封筒の表面に「「新型コロナ支援交付金(介護分)申請書在中」と朱書きするなどしてください。
- 電子媒体(CD等)による申請の場合は、介護報酬請求と混同しないよう、申請書と同じ媒体に格納しないでください。また、郵送する際には、媒体表面に分かりやすく所要の事項(※)をフェルトペン等で明記してください。

※ 新型コロナ支援交付金(介護分)申請書、代表となる事業所番号及び事業所名、申請年月日、媒体枚数

Q1 感染対策の支援、慰労金の支給の対象サービスを具体的に教えてください。サ高住は含まれますか。

A1 介護保険法で指定を受けるサービスが対象となるほか、サ高住や有料老人ホームも対象になります。

Q2 感染対策の支援について、どのような費用が対象となりますか。

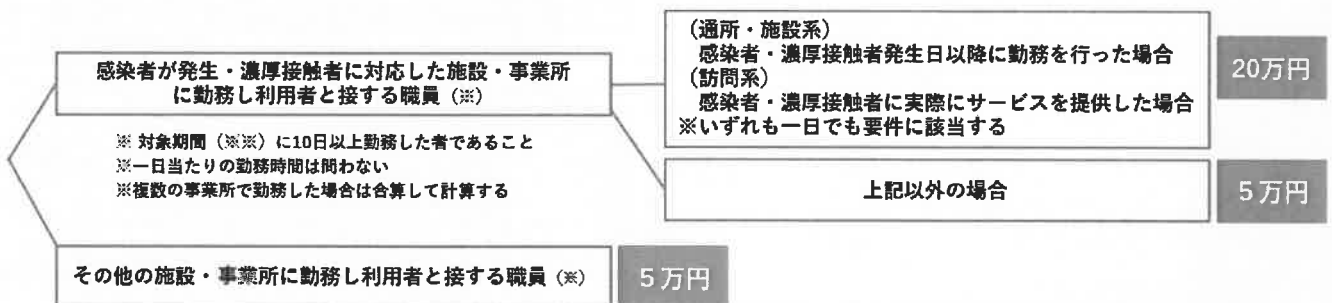
A2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる以下のような費用が対象となります。詳細は県コールセンターにお問い合わせください。

(対象経費の例)

衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、(研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等、多機能型簡易居室の設置等、消毒費用・清掃費用、感染防止のための増員のため発生する追加的人件費や職業紹介手数料、自動車・自転車の購入又はリース費用、ICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)、普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

Q3 慰労金の対象者について具体的に教えてください。

A3 以下のフローチャートをご覧ください。なお、職種による限定はしていません。



(※※) 対象期間：岐阜県は2月18日(チャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日)から6月30日までの間

Q4 慰労金の支給の要件である「利用者とは接する」とはどこまで含まれるのでしょうか。

A4 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象となりません。なお、最終的な判断は県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。

Q5 事業所・施設をすでに退職している職員の場合、どのように申請すればよいのでしょうか。

A5 原則として、勤務されていた事業所・施設を通じて申請してください。勤務していた事業所・施設を通じた申請が難しい場合は、勤務していた事業所・施設の勤務証明など必要な書類を揃えた上で、勤務していた事業所・施設が所在する県へ、直接申請いただくこととなります。

Q6 国保連からの振込の場合、どの口座に振り込みされますか。

A6 国保連からの介護報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。

～「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」(障害福祉サービス等分)のご案内～

● 感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要な経費を支援します

- 対象事業所：令和2年4月1日以降に感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するためにかかり増し経費が発生した施設・事業所
- 対象経費： 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修費用、消毒費用・清掃費用、感染防止のための増員のため発生する追加的人件費や職業紹介手数料、タブレット等ICT機器の購入またはリース費用（通信費用を除く）などに要する経費
- 上限額： サービス毎に設定（※別添）しています

● サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備を支援します

1. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降にサービス利用休止中の利用者へ利用再開のための支援を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所（通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所）
- 上限額： 1利用者当たり 1,500円～2,500円

2. 在宅サービス事業所における環境整備への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降に感染防止のための環境整備を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所
- 上限額： 20万円

● 職員の皆さまに慰労金を支給します

- 対象者： 対象期間に障害福祉サービス施設・事業所に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員
- 一人当たりの支給額： 20万円 または 5万円

※対象期間：令和2年2月18日から6月30日までの間

※複数の事業所で勤務した場合は、勤務日数を合算して計算します。

※事業所には、一部の地域生活支援事業（注）を実施する事業所も含まれます。

（注）地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

上記の各申請方法については、次のページをご参照ください。

＜お問合せ先＞

岐阜県新型コロナウイルス慰労金・支援金コールセンター(障害福祉サービス等分)
電話番号 058-272-8306

申請方法

1. 支援の対象経費などについて確認

(1) 感染対策防止・サービス再開に向けた支援

- 県のホームページ等で支援の対象となる経費を実施要綱等により確認し、申請額を積み上げます。
※令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。支出済の費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。また、領収証等の証拠となる書類を保管しておいてください。

(2) 慰労金の支給

- 利用者と接する職員で、対象期間に10日以上勤務した人を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を徴集します。委任状は施設・事業所で保管します。
- その際、派遣労働者、業務委託受託者の従事者についても、派遣会社・受託会社と相談して、対象となる業務に10日以上勤務している職員の一覧を提出してもらうことなどにより、慰労金の対象者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を徴集します。委任状は、施設・事業所で保管します。
※派遣労働者、業務委託受託者の従事者も、利用者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を行う場合は、慰労金の対象となります。
※退職された方も含め、支給は原則事業所経由となります。支給希望者は、現在の勤務先または最後に勤務されていた勤務先にご相談ください。事業所が廃業しているなど、上記が困難な方については、岐阜県障害福祉課に直接申請してください。

2. 交付申請書を作成

- 次ページを参照して、所定の様式により、申請書などを作成します。

3. 交付申請

- 申請書などの提出は、岐阜県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）に、電子請求受付システムによるインターネット申請により行います。
- 債権譲渡を行っている事業所、国公立の事業所（適当な勘定科目がない等予算措置の関係から代理受領ができない事業所等）及び地域生活支援事業所は、岐阜県障害福祉課に直接申請します。
※国保連による申請書受付は、令和3年2月までとなります。令和3年3月分のかかり増し経費の申請については、岐阜県障害福祉課にお問い合わせください。

4. 都道府県で確認後、交付

- 県が申請内容を確認後、国保連から補助金・慰労金が交付されます。
- 慰労金については、対象となる職員へ給付してください。
※慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むことなどにより、源泉徴収しないように注意してください。
※派遣労働者や業務委託受託者の従事者への給付は、事業所・施設と派遣会社・受託会社の調整により、事業所・施設からでも、派遣会社・受託会社からでも、どちらでも構いません。

5. 実績報告

- (1) 感染対策防止・サービス再開に向けた支援 ※概算額での交付の場合に限ります
- 概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合、支出実績が補助金額を超えた際、または実績報告の期限（令和3年4月中旬ごろ）が到来した際、岐阜県に対して、所定の様式により実績報告を行います。なお、実績報告時に支出実績が補助金額に満たなかった場合は、岐阜県に対し精算を行います。
- (2) 慰労金の支給
- 慰労金の支給後1ヶ月以内を目処に岐阜県に対して、所定の様式により実績報告を行っていただきますので、申請・給付に関する証拠書類を大切に保管してください。なお、実績報告時に支出実績が交付額に満たなかった場合は、岐阜県に対し精算を行います。

<お問合せ先>

岐阜県新型コロナウイルス慰労金・支援金コールセンター(障害福祉サービス等分)
電話番号 058-272-8306

申請書等の記載・提出方法

1. 申請書および事業計画書の入手方法

- 申請時に必要な書類は、申請書および様式1～3です。
- 岐阜県ホームページからダウンロードしてください。

https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/s hogaiservice/11226/korona_ironkinntou.html

Excelファイル名は、代表となる事業所の事業所番号に変更してください。

「申請書」

令和 年 月 日

(都道府県) 知事 殿

(法人名)
(役職・代表者名)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額： 千円

(内訳)

1. 障害福祉型労働事業	千円
2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室を除く）	千円
2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室に限る）	千円
3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再関与支援への助成事業	千円
4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業	千円

(添付書類)

- 事業所・施設別申請額一覧（様式1）
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）
- 障害福祉型労働金受給職員表（法人単位）（様式3）

「様式1 事業所・施設別申請額一覧」

No.	事業所・施設名	事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる法人名	補助予定額(千円)					審査結果	
							障害福祉型労働金	20万円対象者の有無	感染症対策費用助成事業(多機能型居室を除く)	感染症対策費用助成事業(多機能型居室に限る)	個別再開支援助成事業		再開環境整備助成事業
1													
2													
3													

「様式3 障害福祉型労働金受給職員表」

氏名(漢字)	氏名(全角カナ)	生年月日(西暦)	本人の住所	主たる勤務先		分類	他施設等との期間通算がある場合その施設名	慰労金(万円)	確認事項			支払い実績	
				事業所番号	事業所・施設の名				施設区分	対応区分	委任状の有無	他法人での慰労金の申請の有無	業務委託による従事者
1													
2													
3													

「様式2 個票」

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する事業実施計画書

施設概要

事業所番号	事業所名称	所在地	都道府県	住所	連絡先	電話番号	担当部署
提供サービス(ワケウチ・ノイシ)	定員	人	職員数	人			
事業区分	<input type="checkbox"/> 障害福祉型労働事業 → 1を記載	<input type="checkbox"/> 感染症対策支援事業 → 2-1,2-2を記載	<input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載	<input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載			

口座情報

国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する (※事業所別、国保連合会のレシートを印刷して添付してください。)

国保連合会に登録されていない口座は預金簿添付されている (※国保連合会に登録されていない口座は、支取にのみ入れています。)

支出予定額

1. 障害福祉型労働事業 ※対象職員の氏名等について、様式3を作成すること。申請額① 千円

慰労金の区分・人数	20万円対象	0人	5万円対象	0人	振込手数料	千円 (千円未満は四捨五入)
-----------	--------	----	-------	----	-------	----------------

2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。) 補助上限額 千円

申請額	千円
年度合計額	千円

2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。) 補助上限額 千円

申請額	千円
年度合計額	千円

3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業 申請額② 千円

利用者1人当たり単価(計画相談支援及び障害児相談支援以外共通)	2,000円	対象利用者数	人
計画相談支援	1,500円	対象利用者数	人
障害児相談支援	2,500円	対象利用者数	人

4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業 補助上限額 千円

申請額	千円
年度合計額	千円

科目 所要額(円) 用途・品目・数量等

資金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
雑用費		
役員費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	0	

2. 提出に当たっての留意事項 (提出先が国保連の場合)

- 障害福祉サービス等報酬の請求時期と重ならないようにするため、申請受付期間は、毎月15日頃から月末までの間となります。

Q&A

Q1 感染対策の支援、慰労金の支給の対象サービスを具体的に教えてください。

A1 感染対策の支援は、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する障害福祉サービス等が対象です。加えて、慰労金の支給は、障害者総合支援法の地域生活支援事業(注)の一部も対象です。

(注) 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

Q2 感染対策の支援(かかり増し経費)は、どのような費用が対象となりますか。

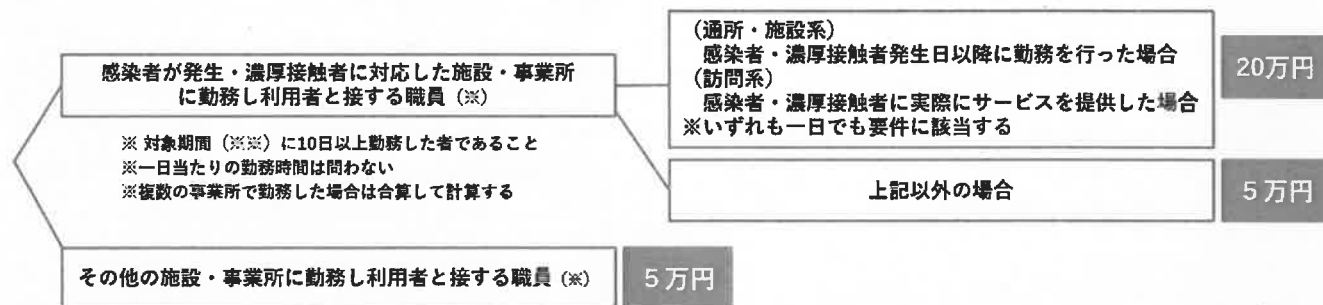
A2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる以下のような費用が対象となります。

【対象経費の例】

衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、(研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等、消毒費用・清掃費用、感染防止のための増員のため発生する追加的人件費や職業紹介手数料、自動車・自転車の購入又はリース費用、タブレット等ICT機器の購入またはリース費用(通信費用を除く)、普段と異なる場所でサービスを実施する際の賃料・物品の使用料、職員の交通費、利用者の送迎に関する費用

Q3 慰労金の対象者について具体的に教えてください。

A3 以下のフローチャートをご覧ください。なお、職種による限定はしていません。



(※※) 対象期間：令和2年2月18日から6月30日までの間

Q4 慰労金の支給の要件である「利用者とは接する」とはどこまで含まれるのでしょうか。

A4 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全くないような場合は対象となりません。なお、最終的な判断は県にて行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。

Q5 施設・事業所をすでに退職している職員の場合、どのように申請すればよいのでしょうか。

A5 原則として、勤務されていた施設・事業所を通じて申請してください。勤務していた施設・事業所を通じた申請が難しい場合は、勤務していた施設・事業所の勤務証明など必要な書類を揃えた上で、勤務していた施設・事業所が所在する都道府県へ、直接申請いただくこととなります。

Q6 国保連からの振込の場合、どの口座に振り込みされますか。

A6 国保連からの障害福祉サービス等報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。

障害福祉従事者慰労金の給付申請

障害福祉サービス等報酬の支払いを、岐阜県国民健康保険団体連合会の電子請求受付システムを利用して請求している施設・事業所向け

1 施設・事業所で対象者の整理をお願いします。

- 障害福祉施設・事業所等で雇用・勤務されている方は、勤務先である施設・事業所ごとに岐阜県国民健康保険団体連合会へ申請します。申請書は、岐阜県ホームページ等でダウンロードできます。
- 施設・事業所の管理者は、給付要件に該当する慰労金の対象者と金額の確認をお願いします。
 - ※ 対象者の勤務実態等をしっかりと確認してください。
 - ※ 対象期間中に複数の施設・事業所で勤務していて、通算して給付要件に該当する場合も対象となります。この場合、当該施設・事業所以外の勤務証明は対象者本人にご用意いただきます。
 - ※ 対象期間中に複数の施設・事業所で勤務していて、それぞれの勤務先で要件に該当する場合でも、1人に給付できるのは1回限り（感染者が発生等していない施設等での勤務者の場合は、最大5万円まで）です。
 - ※ 退職者については、原則として最後に所属していた施設・事業所での申請となりますので、可能な限り対象者に含んでください。

2 施設・事業所の情報を法人単位でとりまとめをお願いします。

- 対象者を整理把握したら、所定の様式に従って申請書を作成してください。
 - ※ 必ず対象者本人から代理受領委任状を受け取ってください。
- 施設・事業所の申請書類を法人本部に提出してください。
- 法人本部では、岐阜県内に所在する施設・事業所について、申請書類をとりまとめてください。

3 交付申請をお願いします。

- とりまとめた申請書類を岐阜県国民健康保険団体連合会の電子請求受付システムにアップロードしてください。
- 申請内容に問題がなければ、県が交付額を決定し、通知します。
- 入金は、障害福祉サービス等報酬の振込用に登録されている口座に行われます。
 - ※ 入金まで時間がかかる場合があります。

4 対象者に慰労金の給付をお願いします。

- 各施設・事業所に入金後、対象者に給付してください。なお、各施設・事業所の判断で、県からの通知を受領後、入金を待たずに対象者に給付することも可能です。
- 慰労金は非課税として扱われます。源泉徴収しないようご注意ください。

5 精算のために証拠書類の保管をお願いします。

- 精算のため、申請・給付に関する証拠書類を大切に保管してください。
 - ※ 誤給付などが判明した場合、慰労金の返還を求める場合があります。

障害福祉従事者慰労金の給付申請

岐阜県国民健康保険団体連合会に登録されている口座番号が
債権譲渡されている施設・事業所、地域生活支援事業所（注）向け

（注）地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、
障害者相談支援事業、基幹相談支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

1 施設・事業所で対象者の整理をお願いします。

- 障害福祉施設・事業所等で雇用・勤務されている方は、勤務先である施設・事業所ごと法人本部にてとりまとめの上、県障害福祉課へ申請します。申請書は岐阜県ホームページ等でダウンロードできます。
- 施設・事業所の管理者は、給付要件に該当する慰労金の対象者と金額の確認をお願いします。
 - ※ 対象者の勤務実態等をしっかりと確認してください。
 - ※ 対象期間中に複数の施設・事業所で勤務され、通算して給付要件に該当する場合も対象となります。この場合、当該施設・事業所以外の勤務証明は対象者本人にご用意いただきます。
 - ★なお、日中一時支援等の従業者が、放課後等デイサービスや児童発達支援事業所にも勤務され、慰労金を申請される場合は、申請が重複しないよう必ずご確認の上、申請願います。
 - ※ 対象期間中に複数の施設・事業所で勤務され、それぞれの勤務先で要件に該当する場合でも、1人に給付できるのは1回限り（感染者が発生等していない施設等での勤務者の場合は、最大5万円まで）です。
 - ※ 退職者については、原則として最後に所属していた施設・事業所での申請となりますので、可能な限り対象者に含んでください。

2 施設・事業所の情報を法人単位でとりまとめをお願いします。

- 対象者を整理把握したら、所定の様式に従って申請書（添付書類含む）を作成してください。
 - ※ 必ず対象者本人から代理受領委任状を受け取ってください。
 - ※ 受取口座に間違いのないよう、よくご確認ください。
- 施設・事業所の申請書類を法人本部に提出してください。
- 法人本部では、施設・事業所からの申請書類のとりまとめをお願いします。

3 交付申請をお願いします。

- とりまとめた申請書類を岐阜県障害福祉課に郵送してください。
- 申請内容に問題がなければ、県が交付額を決定し、通知します。
 - ※ 入金まで時間がかかる場合があります。

4 対象者に慰労金の給付をお願いします。

- 各施設・事業所に入金後、対象者に給付してください。なお、各施設・事業所の判断で、県からの通知を受領後、入金を待たずに対象者に給付することも可能です。
- 慰労金は非課税として扱われます。源泉徴収しないようご注意ください。

5 精算のために証拠書類の保管をお願いします。

- 翌年度の精算のため、申請・給付に係る証拠書類を大切に保管してください。
 - ※ 誤給付などが判明した場合、慰労金の返還を求める場合があります。

<書類郵送先>

岐阜県障害福祉課事業所指導係（〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1）

障害福祉従事者慰労金の給付申請

国立・公立の施設・事業所向け
(適当な勘定科目がない等予算措置の関係から代理受領ができない事業所等)

1 職員の方及び退職者の方に申請書の作成の依頼をお願いします。

- 国立・公立の障害福祉施設・事業所等で雇用・勤務されている方は、勤務先である施設・事業所を経由して岐阜県障害福祉課へ申請することになります。所定の様式に従って申請書を作成し、勤務先へ提出するよう職員に依頼してください。
- 既に退職されている方についても、原則として最後に所属していた施設・事業所での申請となります。
- 本人確認書類の写しと受取先金融機関口座確認書類の写しの添付も依頼してください。
 - ※ 対象期間内に勤務していた施設・事業所名や施設・事業所での業務内容などは、当該施設・事業所で記載してください。

2 施設・事業所で申請書のとりまとめをお願いします。

- 施設・事業所の管理者は、職員及び退職者の申請書及び添付書類をとりまとめ、岐阜県障害福祉課へ提出をお願いします。職員給付要件に該当する慰労金の対象者と金額の確認をお願いします。
 - ※ 対象者の勤務実態等をしっかりと確認してください。

3 都道府県へ資料の提出をお願いします。

- 施設・事業所の管理者は、とりまとめた申請書類を岐阜県障害福祉課に郵送してください。
 - ※ 申請内容に問題が無ければ、県が交付決定し、申請された方が指定した口座に直接入金されます。
 - ※ 慰労金は非課税として扱われます。給与所得には含まれませんので、特段の処理は不要です。
 - ※ 入金まで時間がかかる場合があります。

4 証拠書類の保管をお願いします。

- 申請を行った職員及び退職者の方に、申請・給付に関する証拠書類を大切に保管するよう依頼してください。
 - ※ 誤給付などが判明した場合、慰労金の返還を求める場合があります。
 - ※ 施設・事業所の管理者は、申請書の写しを保管してください。

＜書類郵送先＞

岐阜県障害福祉課事業所指導係（〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1）

障害福祉従事者慰労金の給付申請

退職者など、個人で申請する方向け

1 個人申請の必要性の検討と申請書の作成をお願いします。

- 退職されているなど、現在施設・事業所に勤務していない方は、原則として最後に所属していた施設・事業所での申請となります。
- 施設・事業所での申請が難しく、個人での申請をされる方は、個人申請書の作成をお願いします。
- 本人確認書類の写しと受取先金融機関口座確認書類の写しを添付してください。
 - ※ 対象期間内に勤務していた施設・事業所の記載をお願いします。
 - ※ 対象期間内に勤務していた施設・事業所での業務内容などを、当該施設・事業所から記載してもらってください。
 - ※ 受取口座に間違いのないよう、よく確認してください。

2 交付申請をお願いします。

- 岐阜県障害福祉課事業所指導係に郵送してください。
 - ※ 入金まで時間がかかる場合があります。

3 入金の確認をお願いします。

- 申請内容に問題がなければ、県が交付額を決定し、通知します。その後、入金の確認をお願いします。
- 慰労金は非課税として扱われます。給与所得として扱わないようご注意ください。

4 証拠書類の保管をお願いします。

- 申請・給付に関する証拠書類を大切に保管してください。
 - ※ 誤給付などが判明した場合、慰労金の返還を求める場合があります。

<書類郵送先>

岐阜県障害福祉課事業所指導係（〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1）

ストップ「コロナ・ハラズメント」宣言



1 「コロナ・ハラズメント」?

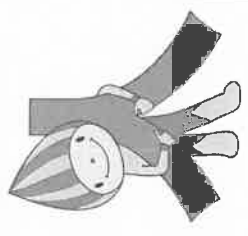
新型コロナウイルスであり、誰しも怖いものです。この病気に対する恐怖心、誤解や偏見により、知らず知らず誰かを排除したり、差別をしないでいませんか?

- 退院した感染者が、お店の方から「帰れ」と言われた。
- 会社に復帰する際に「陰性証明を持ってこい」と言われた。
- 感染者が、退院後にデイサービスを断られた。
- インターネットで感染者を名指しするような書き込みがあった。
- 医療従事者の子どもが、保育所で受け入れ拒否やいじめを受けた。
- 飲食店が、感染者が発生したという噂により、風評被害にあった。

2 「思いやり」と「感謝」を

新型コロナウイルスは、誰でも感染する可能性があり、私たちが闘っている相手は、人ではなくウイルスです。感染した方を「思いやり」、その立場を守ります。また、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者の方々に「感謝」します。人との絆を大切に、この難局を乗り越えましょう。

- 患者、濃厚接触者、医療従事者、外国人、他地域からの来訪者、それらのご家族や特定の店舗などへの差別的扱い、非難を絶対になくしましょう。
- 不確かな感染情報(デマ)の拡散は許されることはありません。SNSに書き込むなど安易に広げることは、かえって人に不安を与えるだけです。
- 医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス対策、あるいは食品流通や生活安全業務など、私たちの暮らしを支える方々に改めて感謝しましょう。



岐阜県人権啓発センター ☎058-272-8252 または、お住いの市町村相談窓口へ
ご相談・お問い合わせは

- 令和2年9月1日
岐阜県知事
古田 肇
岐阜市長 柴橋 正直
大垣市長 小川 敏
高山市長 國鳥 芳明
多治見市長 土川 雅典
関市長 尾関 健治
中津川市長 青山 邦児

- 美濃市長 武藤 鉄弘
瑞浪市長 水野 光二
羽島市長 松井 聡
恵那市長 小坂 尚洋
美加賀市長 伊藤 誠一
土岐市長 加藤 淳司
各務原市長 浅野 健司
可児市長 高橋 成輝
山県市長 林 宏佳
瑞穂市長 森 和之
飛騨市長 柳川 浩也
本巣市長 藤原 勉
郡上市市長 日置 敬明
下呂市長 山内 登
海津市長 松永 尚吾
岐阜市長 松原 孝平
笠松市長 古田 聖人
養老市長 大橋 孝
垂井市長 早野 博文
関ヶ原市長 関ヶ原 康世
神戸市長 松本 隆之
輪之内町長 安八 町長
揖斐町長 掛兼 川町長
大野町長 岡崎 利夫
池田町長 北方 町長
坂根町長 坂根 隆之
富加町長 川辺 和弘
七宗町長 七宗 敬二
八百津町長 金子 寛則
白川町長 横橋 敏昭
東白川町長 今斗 俊郎
御嵩町長 渡邊 公夫
白川町長 武原 孝

